

< 参考 >

二級河川日光川水系 河川整備計画

用語集

【^{うがん、きがん}右岸、左岸】 河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右側を右岸、左側を左岸と呼ぶ。

【^{うめた}埋立て】 水面や窪地、または低地などに、外部から土砂などを搬入し、農用地などの陸地を作り出すこと。

【^{かしよう}河床】 川の底の地盤。

【^{かしようくつきく}河床掘削】 河川の断面積を広げる際に、河床を切り下げること。

【^{かせんかいしゅう}河川改修】 洪水や高潮などによる災害を防止するため、河川を改良すること。

【^{かせんげきじんさいがいたいさくとくべつきんきゅうしぎょう}河川激甚災害対策特別緊急事業】 洪水や高潮などにより激甚な災害が発生した地域において、一定の基準を満たした場合に、河川の改良工事を概ね5 ヶ年程度を目途に緊急的に実施することにより、再度災害の防止を図るための事業。

【^{かせんせいびけいかく}河川整備計画】 河川整備基本方針に沿った、当面（今後概ね20～30 年）の河川整備の具体的な内容を定め、河川整備の計画的な実施の基本となるもの。ここでいう河川の整備とは、具体的な工事の内容だけでなく、普段の治水・利水・環境の維持管理やソフト対策を含めたものである。

【^{かんきようきじゆん}環境基準】 環境基本法第16 条に基づく水質汚濁に係わる環境基準は、すべての公共用水域に対し一律に適用される「健康項目」と、公共用水域毎に利用目的に応じて水域類型指定を行う「生活環境項目」からなる。河川における生活環境項目の代表指標は、BOD で示されることが多く、分類としてはAA 類型で1mg/L 以下、A 類型で2mg/L 以下、B 型で3mg/L 以下などとなっている。

【^{かんこうすいりけん}慣行水利権】 旧河川法および河川法施行規則によって、当時すでに取水していた農業用水は、その水利権を認められた形となった。主として、江戸末期までに成立したそれらの水利権を慣行水利権という。

【^{かんたく}干拓】 遠浅の海や干潟、水深の浅い湖沼やその浅瀬を干上がらせて農地として開拓すること。地面は海面よりも低くなることが多く、地盤も軟弱である。

【^{きすいぎょ}汽水魚】 河口周辺の海水と淡水が混じる水域に棲む魚。

【^{きじゆんちてん}基準地点】 洪水を防ぐための計画を作成するときに、代表となる地点。この地点において基本高水流量や計画高水流量を定め、その河川の改修計画が作成される。

【^{きちょうしゅ}貴重種】 学術上又は希少性の観点から重要な種（日本の絶滅のおそれのある野生生物や天然記念物等）。

【^{きょかすいりけん}許可水利権】 水利権のうち、新しい河川法によって得られた流水の占有権のこと。

【^{ぐんらく}群落】 一定の自然環境で、互いに有機的なつながりをもって生育している異種の植物の集まり。

【^{けいかくこうすい}計画高水位】 計画流量が「河川改修」後の河道断面（計画断面）を流下するときの水位。通常「H. W. L.」と表示される。

【^{こうずいしき ていすいろ}高水敷・低水路】 河川敷のうち、洪水のときに水が流れる部分を「高水敷」、水が少ないときにおいて水が流れる部分を「低水路」という。

【^{こうずい}洪水】 台風や前線によって流域に大雨が降った場合、その水は河道に集まり、川を流れる水の量が急激に増大する。このような現象を洪水という。一般に川から水があふれ^{はんらん}氾濫することを洪水と呼ぶが、河川管理上は氾濫を伴わなくても洪水と呼ぶ。

【^{こうずい}洪水^{ちょうまつち}調節池】 豪雨などによって、河川の水かさが増加し、平常見られないような異常な流量まで達したときに、災害を避けるために一時的に水を貯留する場所。

【^{こうずい}洪水ハザードマップ】 市町村が主体となって水害による人的被害を減らすために、浸水が予想される区域から避難するために必要な浸水区域や避難経路などの情報を分かりやすく図などに示し、住民へ公表するもの。

【^{こがん}護岸】 川を流れる水の作用（侵食作用など）から河岸や堤防を守るために、それらの^{おもてのりめん}表法面（川を流れる水があたる堤防などの斜面）に設けられる施設で、コンクリートなどで覆うような構造のもの。

【^{さいだい}最大^{つなみ}クラスの津波】 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。「津波防災地域づくり」の基本となる津波浸水想定（平成 26 年 11 月 26 日公表）で設定している。

【^{しせつけいかくじょう}施設^{つなみ}計画上の津波】 南海トラフで発生する発生間隔が数十年から百数十年に一度規模の津波。海岸管理者が地域海岸ごとに定めている設計津波と同一の津波。

【^{しゅんせつ}浚渫】 洪水による災害を防止するため、水面下の土砂を掘削すること。これにより、流下断面が拡大して、水位が低下する。

【^{すいぼうかつどう}水防活動】 川が増水した場合、河川などの巡視や土のう積みなどの、堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する活動をいう。水防に関しては、「水防法」（昭和24 年法律第193 号）で国、県、市町村、住民の役割が決められており、その中で市町村はその区域における水防を十分に果たす責任があるとされている。

【^{すいりけん}水利権】 水を利用する権利。これは歴史的、社会的に発生した権利で、現在では河川法第 23 条で河川の流水の占有権を、国土交通省によって認められたものを「許可水利権」といい、河川法が成立される以前から認められていたものを「慣行水利権」という。

【^か瀬】 淵と淵の間をつなぐ比較的まっすぐな区間は、水深の浅い「瀬」となる。山中の溪谷のように流れが速く、白波が立っているものを「早瀬」、下流部の方で波立ちがあまり見られないものを「平瀬」と呼ぶ。

【^{せき}堰】 農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために、河川を横断して水位を制御する施設。

【^{だいさんきせんしんせい}第三紀鮮新世】 地質時代のひとつで、500 万年前から258 万年前までの期間。

【^{だい}第 3 次^{じしんたいさく}あいち地震対策アクションプラン】 「地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり」を目標（理念）に、平成 2 7 年度から平成 3 5 年度を計画期間とし、地域防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めた行動計画。

【^{だいやんき}第四紀】 地質時代のひとつで、258 万年前から現在までの期間。

【耐震対策】^{たいしんたいさく} 南海トラフで発生する海溝型地震や活断層で発生する直下型地震に対して、堤防においては地盤の液状化などによる堤防の沈下を抑制する対策、排水機場や水門などにおいては地震後も必要な機能を確保する対策のこと。

【高潮】^{たかしお} 台風により気圧が低くなるため海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段より数mも高くなることをいい、東京湾や大阪湾など湾口を南にもつ内湾に沿って台風が北上する場合に発生する。

【多自然川づくり】 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

【ため池】^{いけ} 農業用水、とくに水田の用水のために昔から造られてきた貯水池のこと。

【湛水】^{たんすい} 水田などにおいて、地表排水が完全に行われずに水が溜まること。

【地域海岸】^{ちいきかいがん} 沿岸域を「湾の形状や山付け等の自然条件」等から勘案して、同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線に分割したもの。

【築堤】^{ちくてい} 河川の流水が河川外に流出することを防止するために堤防を築くこと。

【治水】^{ちすい} 河川の氾濫、高潮等からの住民の命や財産、社会的基本基盤を守るために、洪水を制御すること。

【沖積層】^{ちゅうせきそう} 約2 万年以降に形成された比較的新しい地層を沖積層と呼ぶ。沖積層は一般に軟弱であり、腐植土、泥土などで形成されていることが多い。

【沖積低地】^{ちゅうせきていち} 沖積層からなる低い土地。

【堤防】^{ていぼう} 河川では、「計画高水位」以下の水位の流水を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に「堤防」を築造する。構造は、ほとんどの場合、盛土によるが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで構造されることがある。

【内水】^{ないすい} 洪水時に本川水位が上昇し、支川の水の排除が困難になって生じる「湛水」のこと。洪水が長引き湛水深が深くなると、浸水による被害が発生する。

【75%値】^ち 年間の日平均値の全データ（n 個）をその小さいものから順に並べた時、 $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータのこと。

【二級河川】^{にきゅうかせん} 「河川管理」は河川法に基づいて行われており、おもに国土交通大臣と都道府県知事で管理を分担している。国全体から見て特に重要であるとして政令で指定された水系に含まれる河川の中から、国土交通大臣が指定した河川が一級河川である。二級河川の管理は都道府県知事が行っている。また、一級河川、二級河川以外の河川で河川法の一部を当てはめて管理を行う必要があるものについて、市町村長が指定する河川を準用河川といい、市町村長が管理している。

【BOD】 biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略で、有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、単位は1 mg/L で表わす。数値が小さいほど、その水質は良好とい

うことになる。

【^{ひきてい}引堤】 河川改修工事において、水路幅の拡大、堤防法線の修正などのために既設の堤防を堤内側に移動させること。

【^{ひだりしせん みぎしせん}左支川、右支川】 本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」と呼ぶ。

【^{ひもん}樋門】 堤内地（堤防によって洪水氾濫から守られている住居や農地のある側）の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなった時にその水が堤内地側に逆流しないように設ける施設をいう。

【^{ふち}淵】 川が蛇行している所などで水深の深いところを「淵」と呼ぶ。淵は川の蛇行によってできるほか、滝や堰などの下流で川底の比較的やわらかい部分が掘られてできるもの、川の中の大きな石や橋脚のまわりが深くえぐられてできるものがある。

【^{ほすいのうりよく}保水能力】 土壌がその中に水を保つ能力のこと。

【^{ほりこみかどう}掘込河道】 堤防が設けられておらず、河川の水位よりも地盤が高い河道形態。

【^{みずからまも}みずから守るプログラム】 地域防災力の強化（共助）、防災意識の高い人材の育成（自助）を目指し、行政と地域住民がコミュニケーションを重視しながら水害に立ち向かう、地域協働型の愛知県独自の新しいソフト対策。

【^{みずじゆんかん}水循環】 地上に降った雨が地表を流れ、あるいは地下に浸透し、湖沼に流れ込み、川となって海に流出し、蒸発して、再び雲となり、地上に雨を降らす。このように、水が形を変えながら、絶えず地球を循環しているさまを水循環という。

【^{ゆうすいのうりよく}遊水能力】 河川に隣接した低地において、洪水時に、河川の水が一時的に流入することによって、流量を抑える能力のこと。

【^{らくきこう}落差工】 床止め（河床の洗掘を防いで河川の勾配を安定させるために、河川を横断して設けられる施設）に落差がある場合、「^{らくきこう}落差工」と呼び、落差がないかあるいは極めて小さい場合、「^{おびこう}帯工」と呼ぶ。

【^{りすい}利水】 生活、農業、工業などのために水を利用すること。

【^{りゅういき}流域】 降雨がその河川に流入する全地域（範囲）のこと。集水区域と呼ばれることもある。

【^{りゅういきたいさく}流域対策】 流域における保水・遊水機能の維持、水害に安全な土地利用方式の設定等により水害の軽減と防止を図るための治水対策。

【^{りゅういきめんせき}流域面積】 降雨がその河川に流入する全地域の面積のこと。

【^{りゅうかのうりよく}流下能力】 河川において流すことができる流量をいい、通常、洪水を流下させることができる河道の能力を示す。

【^{りゅうきよう}流況】 流量観測所における日流量の年間の状況を示すもので、日流量と累加日数で示す。

- ・ 豊水流量：1 年間を通じて95 日はこれを下らない流量
- ・ 平水流量：1 年間を通じて185 日はこれを下らない流量
- ・ 低水流量：1 年間を通じて275 日はこれを下らない流量

- ・ 渇水流量：1 年間を通じて355 日はこれを下らない流量
- ・ 年平均流量：日平均流量の総計を当日数で除した流量

【^{りゅうすい}流水の^{せいじょう}正常な^{きのう}機能の^{いじ}維持(^{せいじょうりゅうりょう}正常流量)】 流水の正常な機能を維持するために必要な流量のことで、渇水時に維持すべきと定められた維持流量、及び下流における流水の占用のために必要な水利流量の双方に満足する流量のこと。

【^{りゅうりょうはいぶんず}流量配分図】 計画高水流量を主要支川や本川の支川間等主要な地点に配分した流量を示した図。